

境港市社会福祉法人等利用者負担軽減制度事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に基づくサービスの提供を行う社会福祉法人等が、その社会的な役割に鑑み、低所得で生計が困難である者及び生活保護受給者に対して行う利用者負担の軽減及び当該軽減に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者及び対象となる費用)

第2条 補助の対象者及び対象となる費用は、平成12年5月1日老発第474号厚生省老人保健福祉局長通知「低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減制度の実施について」の別添2「社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱」に定めるところによる。

2 前項の規定にかかわらず、介護保険被保険者証に、法第66条第1項に規定する支払方法変更若しくは法第69条第1項に規定する給付額減額等の記載がされている者は、この要綱における対象者としない。

(軽減の申出)

第3条 利用者負担の軽減を行おうとする社会福祉法人等は、市長に対して、社会福祉法人等による利用者負担軽減制度事業申出書（様式第1号）により申出を行うものとする。

(軽減対象の確認申請)

第4条 利用者負担の軽減を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認申請書（様式第2号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(軽減の決定及び確認証の交付等)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、軽減の可否を決定する。

2 軽減の割合の決定に当たっては、市長が申請者の収入、世帯の状況及び利用者負担等を総合的に勘案するものとする。
3 軽減の割合は、利用者負担額の4分の1（利用者が老齢福祉年金受給者の場合は2分の1）を原則とする。ただし、生活保護受給者については、利用者負担額の全額とする。
4 市長は、軽減の可否を、申請者に対し、社会福祉法人等利用者負担軽減対象決定通知書（様式第3号）により通知するとともに、軽減を承認する場合は、社会福祉

法人等利用者負担軽減対象確認証（以下「確認証」という。）を交付するものとする。

（確認証の有効期間）

第6条 確認証の有効期間は、申請のあった日の属する月の初日（当該月中途に本市の被保険者資格を取得したものにあっては当該被保険者資格を取得した日、また生活保護受給者でない対象者が生活保護受給者となったもの若しくは生活保護受給者が生活保護受給者でない対象者となったものにあってはその異動日）から翌年（当該申請のあった日の属する月が1月から7月までの場合にあってはその年）の7月31日までとする。

（確認証の返還）

第7条 対象者は、その資格を喪失したときは、速やかに確認証を市長に返還しなければならない。

（確認証の提示）

第8条 対象者は、対象サービスを受けるときは、当該サービスを提供する社会福祉法人等に確認証を提示しなければならない。

（利用者負担の軽減）

第9条 第3条の申出を行った社会福祉法人等は、対象者が確認証を提示したときは、利用者負担の軽減を行うものとする。

（軽減に係る補助）

第10条 市長は、前条に規定する利用者負担の軽減を行った社会福祉法人等に対し、別に定めるところにより、当該法人に対し軽減に要した費用の一部を補助することができる。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年9月30日から施行する。